

第2期出雲市教育大綱

《令和4年度(2022)～令和8年度(2026)》

島根県出雲市

令和4年(2022)2月

目次

第1章 はじめに

- 1-1 教育大綱策定の背景と趣旨 P 3
- 1-2 大綱の位置付け P 4
- 1-3 期間 P 4

第2章 大綱

- 2-1 基本理念 P 5
- 2-2 教育目標 P 5
- 2-3 重点目標
 - (1) 一人一人に生きる力を育む教育 P 6
 - (2) 一人一人を大切にすゝ教育 P 7
 - (3) ふるさとへの誇りと愛着を醸成する教育 P 7
 - (4) 家庭・地域と協働する学校づくり P 7
 - (5) 教育環境の充実 P 7
- 参考法令 P 8

第1章 はじめに

1-1 教育大綱策定の背景と趣旨

平成27年(2015)4月から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定により、市長と教育委員会が協議・調整する場である「総合教育会議¹」を設置しました。

また、市長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地方公共団体の実情に応じた「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を、「総合教育会議」において協議し、定めることとされています。

本市では、平成28年(2016)9月に「出雲市教育大綱」(以下「第1期大綱」という。)を策定し、様々な取組を進めてきました。このたび、第1期大綱の期間が令和3年度末をもって満了を迎えます。この間の、高度デジタル社会の進展等、社会情勢の変化あるいは新たな教育課題への対応や「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)²の達成に寄与する取組も求められる等、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

学校教育に特化した³出雲市教育委員会の特性に鑑み、第1期大綱の基本的な考え方を引き継ぎ、社会情勢の変化を踏まえ、今後5年間の学校教育の取組の方針や目標を示した「第2期出雲市教育大綱」(以下「大綱」という。)を策定します。

¹ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき設置する市長及び教育委員会で組織する会議のこと。

² Sustainable Development Goals。平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す世界共通の目標のこと。

³ 地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長と協議して、市長部局の職員に執行させること。出雲市では、青少年教育、女性教育及び公民館(コミュニティセンター)の事業その他社会教育に関すること(一部を除く。)、幼稚園に関すること(一部を除く。)、スポーツに関すること、文化財の保護に関すること、図書館に関することを補助執行している。

1-2 大綱の位置付け

(1) 総合振興計画との関係

大綱は、出雲市総合振興計画⁴における学校教育のあるべき姿の具現化をめざすものです。

(2) 教育振興計画との関係

大綱は、教育基本法第17条第2項に基づき策定する「第4期出雲市教育振興計画」の根幹をなすものです。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）との関係

大綱は、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿ったもので、目標達成に寄与することをめざすものです。

1-3 大綱の期間

大綱の期間は、令和4年度(2022)から令和8年度(2026)までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等により、必要な見直しを行います。

区 分	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
出雲市総合振興計画	総合振興計画（基本構想） ≪R4年度(2022)～R11年度(2029)≫							
	← 基本計画(前期)			← 基本計画(後期)				
・第2期出雲市教育大綱 ・第4期出雲市教育振興計画	・第2期出雲市教育大綱 ・第4期出雲市教育振興計画 ≪R4年度(2022)～R8年度(2026)≫							

⁴ 出雲市のまちづくりの基本理念、将来像及び基本方策を示す、総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画のこと。基本構想と基本計画で構成する。計画期間については、令和4年度(2022)を初年度とし、基本構想は8年、基本計画は前期と後期に分け、前期3年、後期5年とする。(令和4年(2022)9月に策定予定)

第2章 大綱

2-1 基本理念

家庭・地域・学校で育む出雲の教育

～夢をもち未来を切り拓くしなやかでたくましい人づくり～

2-2 教育目標

(1) 豊かな心と健やかな体をもち、自信をもって生きぬく人を育てます。

(2) ふるさとへの誇りと愛着をもち、地域の発展を担う人を育てます。

(3) 確かな学力と豊かな創造性をもち、広い視野で世界にはばたく人を育てます。

(4) 多様性を認める寛容さをもち、持続可能な社会づくりに寄与する人を育てます。

2-3 重点目標

(1) 一人一人に生きる力を育む教育

① 豊かな心

これからの時代をたくましく生きぬくために、「心の教育」を積極的に進め、自分自身を認める心、生命を尊重する心、他人を思いやる心、多様性を認める心、倫理観、正義感等、人としてのあり方や生き方を学び、コミュニケーション能力を備えた、人間性豊かな子どもを育成していきます。

② 健やかな体

健やかな体を育むために、家庭や地域と連携を図り、日常生活において望ましい生活習慣と適切な運動習慣を身に付けさせ、生涯を通じて活力ある生活を送るための基礎が培われるようにします。

③ 確かな学力

幼児期は、学びに向かう力を育む重要な時期であり、就学前教育の充実に努めます。

義務教育においては、児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな学習指導の充実やICT⁵の活用等による豊かで多様な学びを実現します。家庭での学習習慣の定着に向けて、学習支援施策を実施します。

⁵ Information and Communication Technology:情報伝達技術

(2) 一人一人を大切にせる教育

不登校⁶、いじめ⁷、問題行動等への適切な対応を行うため、学校はもとより市、教育委員会、児童相談所等が連携を密にし、支援体制の充実・強化を図るとともに、未然防止に向けた取組を行います。

また、特別な支援を必要とする子どもたちに対し、医療・福祉、県立学校等の関係機関と連携した支援体制の強化と施策の充実に努め、一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。

(3) ふるさとへの誇りと愛着を醸成する教育

ふるさとの発展に貢献できる人材を育成するため、地域での実体験等、多様な人々との交流や対話的な学びを通して、子どもたちがふるさとのよさを知り、誇りと愛着を育むふるさと教育及びキャリア教育を推進します。

(4) 家庭・地域と協働する学校づくり

子どもたちに自らの将来と地域の未来を切り拓く力を育むため、家庭・地域・学校がめざす子どもの姿を共有し一体となって展開する地域学校協働活動⁸を推進します。

(5) 教育環境の充実

安全・安心で良好な学習、生活環境を確保するため、老朽化した施設の増改築、ニーズが高まりつつある特別支援学級への対応等、施設整備を進めます。

⁶ 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が年間30日以上登校しない、あるいは、したくともできない状況のこと。(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。)

⁷ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する小・中学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものこと。

⁸ 家庭・地域・学校が連携・協働することによって地域全体で子どもの学びや育ちを支える様々な活動のこと。

参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

(昭和31年法律第162号)

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

教育基本法【抜粋】

(平成18年法律第120号)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。